

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

雲仙市長 金澤 秀三郎

市町村名 (市町村コード)	雲仙市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	小浜地区  (木津、西小浦、東小浦、加美、日見、殿川、下山領、上山領、北村、北野、平松、羽毛合、少路、東中、刈水、北湯ノ崎、山ノ上、脇浜、上脇、道前、びん串、日当、上須賀、中須賀、下須賀、林ノ内、小田崎、蔭平、小田山、小地獄、目付石、浜口、浜、鍛冶屋敷、野中、長戸、下木場、上木場、大木場、大亀、諏訪開拓地、小野河内、上区、中区、下区、湾頭、原区、茂尾、菜切、清水、上方、浜方、影平、上光手、下光手)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山畑土地改良区内の農地は、圃場整備がされていることもあって、将来の担い手の把握は、ある程度できているが、それ以外の農地は圃場整備がされていないところがほとんどであり、担い手の確保が難しい状況となっている。</li> <li>・小浜町自体が、圃場整備事業が活用できておらず、山畑土地改良区内の農地も整備から何十年も経っている。</li> <li>・後継者がいないため耕作する者がおらず荒れていく農地があり、荒れていった農地はイノシシの住処になっている。今後新たな担い手を探す必要がある。</li> <li>・道がなく、機械が入れず、勾配も大きいため荒れていく農地もある。</li> <li>・未相続農地・所有者不明の農地もあり、農地集積に支障をきたしている場合もある。</li> </ul> <p><b>【エリア別】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くぼ地となっている地域(北木指)が年に1回くらい大雨で冠水している。整備の話を進めようにも、この地区で農業を営んでいるものは、ほとんどが借り手で、所有者が地元にはいない農地が多いためなかなかできない。</li> <li>・大亀地区及び北串地区では、担い手確保のために圃場整備(農地中間管理機構関連農地整備事業等)の実現に向けて、話し合いを実施しているが、話が進まず、今後の農地の維持に苦慮している。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻については、農協等関係機関と連携して、高温耐性品種の「なつほのか」や「にこまる」に品種の切り替えを推進していく。また、水田作における畑地化を推進し、国の事業等を活用し高収益作物の作付拡大を進める。</li> <li>・主要作物である、馬鈴薯、玉葱、ブロッコリー等の作付けの拡大を進めるとともに、スマート農業等の導入や、サービス事業体を活用し、省力化と経営の安定につなげていく。</li> <li>・畜産に関しては、飼料高騰による経営の不安定さを解消するため、地域内の水田におけるWCS用稲に作付けや、水田裏作での飼料作物の作付けの拡大を図り、自給自足の割合を増やす。</li> <li>・有機栽培においては、市のオーガニックビレッジ宣言(令和6年度宣言)に基づき、有機農業に対する理解を深める機会を増やし、有機農業の拡大を図るとともに、遊休農地の活用や新規就農者の獲得へ繋げる。</li> <li>・<b>基盤整備事業等の事業活用が見込めない条件不利農地については、市や各種団体と連携し、市民農園による活用やボランティア団体による農業体験ほ場などの交流の場としての活用も検討する。</b></li> </ul>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前 635	変更後 473.4	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前 454	変更後 298.7	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・基盤整備実施地区においては、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手への農地集積・集団化を図る。
- ・それ以外の農地についてもまずは担い手への集積・集団化を図るが、多様な農地を担う者への情報提供を積極的に行い、農地の活用に繋げる。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・基本的には農地貸借の際は農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。担い手への集積・集約が難しいケースでは多様な担い手への貸付を進める。
- ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・大亀地区では、農地集積率や、耕作条件・作業効率の向上を図るため、農地中間管理機構関連基盤整備事業の実施を強く希望しており、整備実現に向けて話し合いを実施しているが、令和6年現在では、推進会をの立ち上げる準備ができている進んでいない状態である。
- ・山畑地区においては、令和2年に北串地区全体での農地中間管理機構関連基盤整備事業の実施が困難であると判断されたが、その範囲の中で、部分的に検討可能であると判断されている地域(中区・下区・茂尾)に絞って実現ができないか、再度検討している。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく支援に取り組んでいく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害が大きいため、地域の防護柵をの設置を検討して行くが進んではいるものの、被害は現在も発生しており、引き続き設置の推進を図っていく。また、耕作放棄地がイノシシ被害の増加を助長していると考えられるために、耕作放棄地を解消できないか地域で検討する。
- ②雲仙市有機農業実施計画に基づき、環境に配慮した農業の推進を進めていく。
- ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
- ④長期間水稲を作付けしていない水田や、水張りが困難な水田については畑地化を進め、高収益作物への切り替えを進める。
- ⑤遊休農地化の恐れのある地域について、果樹など粗放的管理の取組を検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
- ⑨生産コストを抑えるため地域内の畜産農家と連携を密に図り、堆肥等の活用率を高めていく。  
富津地区においては、有機農業、福祉、空き家対策等と連携しながら農地の有効活用を図り、地域活性化に繋げる。
- ⑩地域の担い手や、後継者を育成していくためには、条件の良い農地を残していくことが最低条件であるので、基盤整備をできるところからでも検討を進めて行く。  
地域内の農業を担う者の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを地域の農業委員、最適化推進委員等の地域農業に精通する者への確認による協議を行う。